

【令和7年度からの多子世帯に対する大学等の授業料等無償化について】

令和7年度より「日本学生支援機構【給付奨学金】」に申込みし、多子世帯と判定された方は、収入に関わらず授業料減免を受けることができます。

ただし、多子世帯であっても自動的に支援が受けられるわけではなく、**本支援を受けるためには、日本学生支援機構の給付奨学金に申込する必要があります。**(収入が基準を超えている方については、授業料減免のみの支援となり、給付奨学金の支給はありません)。

【多子世帯の要件】:

- ◆生計維持者の扶養する子供が3人以上いる世帯であること
- ◆申請する学生等本人が生計維持者の「扶養する子」であること

※多子世帯の要件を満たすかの判定は、日本学生支援機構がマイナンバーを通じて、原則として申請時点で確定している前年以前の12月31日時点の住民税の課税情報によって行います。(2026年4月申請時は2024年12月31日時点の情報、2026年9月申請時は2025年12月31日時点の情報)
※新たに出生した実子等は「扶養する子」に計上することが可能です。ただし、マイナンバーから取得できる税情報から確認できないため、該当する場合は学生課まで御相談ください。

【支援額】: 授業料(年間70万円まで支援)

※(収入が基準を超えている方については給付奨学金の支給はありません)

入学金(上限26万円)

【資産要件】: 3億円未満

【学業要件】: ① 一定の成績があること

入学後1年経過していない方: (1) 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること 等
入学後1年以上経過している方: (1) GPA等が学部・学年の1/2以上属する
(2) 修得した単位数が標準単位数以上 等

② 学修意欲があること

※学業要件の詳細は「2026年度在学者用 給付奨学金案内」を確認してください。

令和8年度4月～5月の申込期間に申請され採用された方は、令和8年度4月より支援の対象となり、令和8年度9月～10月の申込期間に申請され採用された方は、令和8年度10月より支援の対象となります。納入済みの学費等との差額については後日返金されます(採用された月の翌月以降)。

また、既に日本学生支援機構の給付奨学生である方については、家計基準により停止中の方を含め、日本学生支援機構にて多子世帯の判定が行われますので、再度の申込みは不要です。

本制度の概要等につきましては、以下文部科学省HPよりご確認ください。

高等教育の修学支援制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

